

# 「第419回 判例・事例研究会」

## テーマ：会社法433条第1項に基づく会計帳簿の閲覧請求

日 時	令和6年11月6日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野坂 真理子

### 【判例】

事件の表示	事 件 名 会計帳簿謄写請求事件 事 件 番 号 令和3年(ワ)第17988号 決 定 東京地裁令和3年12月16日判決
事件の概要	<p>本件は、原告Xが、Yに対し、会社法433条第1項に基づき、Yの各会計書類につき、会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧および謄写を求めた事案である。</p> <p>Yは、不動産の売買、賃貸およびその仲介ならびに管理業務の請負等を目的とする株式会社である。訴外AはXの代表取締役であり、Xのいわゆる一人株主、Xは、Yの発行済株式の100分の3以上の数の株式を有する株主である。Aは、Yの設立者であり、昭和41年10月にYの代表取締役に就任し、以後、令和2年10月30日にYの代表取締役を退任するまで、おおむね上記代表取締役の地位にあった。</p> <p>Yは、令和3年5月17日、「新Y宣言」と題する文書を公表し、上記文書には、Yグループは、新体制の下、新規不動産事業部の設立や、当該事業部における不動産開発事業部等の新たな取組みを通じ、株主資本コストを意識しながら、利益水準の底上げを目指す予定である旨の記載がある。Yは、令和3年7月30日、東京都内にある11階建ての共同住</p>

	<p>宅およびその敷地を取得し、同住宅の賃貸事業を開始した。同住宅には 15 室の貸室があるところ、現在、上記 15 室のうち 5 室が賃貸されている。</p> <p>Xは、令和3年7月9日、Yを相手に、会計書類の閲覧謄写を求める本件訴えを提起した。</p>
<p><b>判 旨</b> <b>( 抜 粋 )</b></p>	<p>「会社法 433 条 2 項 3 号は、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであることを会計帳簿等の閲覧謄写請求に対する株式会社の拒絶理由として規定するところ、株式会社の会計帳簿等の閲覧謄写請求をした株主につき同に規定する拒絶事由があるというためには、当該株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営む者であるなどの客観的事実が認められれば足りると解するが相当である。」</p> <p>「Yは、不動産事業を現に営んでいるものというべきであるところ、Bの株式の3分の2以上を保有するXも、B（その代表取締役は、Xの一人株主兼代表取締役であるAである。）と一体になって不動産事業を現に営んでいるものというべきである。</p> <p>そうすると、本件各会計書類の閲覧謄写請求をしたXについては、Yの業務と実質的に競争関係にある事業を営む者であるということが出来るから、会社法 433 条 2 項 3 号の拒絶事由があるというべきである。</p> <p>したがって、Yは、会社法 433 条 2 条 3 号により、Xの本件各会計書類の閲覧謄写請求を拒むことができる。」</p>